

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 産業政策課

| | | | | | | | | | |
|------|---|-------|------|-------|--------------|--------|--------|-----|----|
| 法令名 | 商店街振興組合法 | | | 法令の番号 | 昭和37年法律第141号 | | | | |
| 手続名 | 組合の設立の認可 | | | 根拠条項 | 第36条第1項 | | | | |
| 審査基準 | <p>第36条第1項の規定による組合の設立の認可の審査基準は、次によるものとする。</p> <p>設立の認可の基準は、第36条第2項及び商店街振興組合法施行令（昭和37年政令第321号。以下「施行令」という。）に規定されているが、これらの規定の運用については特に次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 第6条において「商店街が形成されている」とは商店が近接密集して、社会通念上一つの街区を形成しているとみられるものであれば足り、必ずしもすべての商店の店舗が軒をつらねていることを必要としない。</p> <p>(2) 施行令第1号の「設立の手続が法令に違反しないこと」を審査するに当たっては、次の点を慎重に検討するものとする。</p> <p>ア 設立同意者が組員資格を有するものであること。（第8条及び第10条参照）</p> <p>イ 発起人が法定数を充足し、かつ、組員になろうとする者であること。（第34条参照）</p> <p>ウ 創立総会の開催公告が適法になされていること。（第35条第1項及び第2項参照）</p> <p>エ 創立総会が法定数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されていること。（第35条第5項及び第6項参照）</p> <p>(3) 施行令第1号の「定款または事業計画の内容が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討するものとする。</p> <p>ア 第1条の目的並びに第4条の基準及び原則に適合していること。</p> <p>イ 第13条第1項又は第19条第1項に規定されている事業以外の事業を行うものでないこと。</p> <p>ウ 第42条に規定する定款の絶対的必要記載事項を記載してあること。</p> <p>(4) 施行令第2号の「事業を行うために必要な経営的基礎を有していること」を審査するに当たっては、事業計画を円滑に実施するために必要な出資及び収入があるかどうかを特に慎重に検討するものとする。</p> <p>(5) 施行令第3号の運用に当たっては、次の方針によるものとする。</p> <p>ア 商店街振興組合（第88条第1項の規定により市長が所管行政庁になる場合を除く。）について 商工会議所等と地区が重複する場合には、次によるものとする。</p> <p>(ア) 設立認可申請前に商工会議所等と十分に協議させるよう指導すること。</p> <p>(イ) 設立認可申請に当たっては、設立により商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類を提出させること。</p> | | | | | | | | |
| | 受付機関 | 産業政策課 | 処理機関 | 産業政策課 | 交付機関 | 産業政策課 | 標準処理期間 | 30日 | 目次 |
| | | | | | | 標準経由期間 | 日 | NO | |

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 産業政策課

| | | | | | | | | | |
|------|--|-------|------|-------|--------------|--------|--------|-----|----|
| 法令名 | 商店街振興組合法 | | | 法令の番号 | 昭和37年法律第141号 | | | | |
| 手続名 | 組合の設立の認可 | | | 根拠条項 | 第36条第1項 | | | | |
| 審査基準 | <p>(ウ) 人口10万人以下の都市の場合においては、商店街振興組合の設立により、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれがあると考えられるので、設立認可の申請があったときは、商工会議所等の意見を聞いて判断するものとし、反対意見があった場合には、申請者に商工会議所等と更に意見の調整を行わせるよう指導すること。</p> <p>(エ) 商工会議所の組織又は運営に支障を生ずるおそれがあるかどうかは、地区及び構成員の重複の程度、双方の構成員数、商工会議所等の会員中の小売業者及びサービス業者とその他の事業者との比率、商工会議所等の運営状況及び運営計画等を考慮して判断すること。</p> <p>イ 商店街振興組合連合会（第88条第2項の規定により経済産業大臣が所管行政庁になる場合を除く。）について 商工会議所等と地区が重複する場合（施行令第3号かつこ書で除かれている場合を除く。）には、アの(ア)及び(イ)と同様に取り扱うとともに、商工会議所等と地区が全部又は大部分重複する場合には、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれが強いと考えられるので、アの(ウ)と同様に取り扱うものとする。 なお、判断の基準については、アの(エ)と同様とする。</p> <p>以上の各項目を総合的に判断した結果、認可又は不認可を決定することとなるが、県として不認可とすることが適当であるとする事例の一部をあげれば次のとおりである。</p> <p>ア 払込済出資総額が著しく少額で、事業計画を円滑に実施しうるものと認められないとき。</p> <p>イ 事業計画が漠然としており、組合の目的ないし趣旨が著しく分明でないとき。</p> <p>ウ 組合員の極めて一部のみが組合の事業を利用するであろうことが明瞭であり、又は発起人若しくは役員のための利益のために組合を設立しようとするのが明瞭であって、組合は単に名目的な存在となる可能性が強いと認めるとき。</p> <p>エ 小売市場に属する小売商業者のみで組合を構成しようとする場合又は組合員たるべき小売商業者又はサービス業者の所在地が分散しすぎていて、1つの商店街地域を形成しているとは認められないとき。</p> | | | | | | | | |
| | 受付機関 | 産業政策課 | 処理機関 | 産業政策課 | 交付機関 | 産業政策課 | 標準処理期間 | 30日 | 目次 |
| | | | | | | 標準経由期間 | 日 | NO | |